⑵　主観的事項（特別事項）
①　平成28年10月１日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの２年間における希望工事種別ごとの工事成績
②　主観的事項の審査基準日の前日までの４年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴
（建設コンサルタント等業務）
４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数
6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　資格認定の日から平成31年３月31日までとする。
8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、各本部等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各本部等の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　インターネットを使用しての申請ができない者
（建設工事）
①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
②　経常建設共同企業体
③　事業共同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合
④　協業組合・企業組合で３（申請の方法）⑵（建設工事）の⑥及び⑦に掲げる書類を提出する場合
⑤　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合
⑥　会社更生法に基づく更生手続開始決定、又は、民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で⑵に掲げる再度の認定を受けていない場合
⑦　グループ経営事項資格審査又は持株会社経営事項資格審査を受けている場合
（建設コンサルタント等業務）
①　会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再度の認定を受けていない場合
②　民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再度の認定を受けていない場合
別記１　受付期間及び送付宛先
⑴　受付期間　平成28年12月１日から平成29年１月13日まで（平成29年１月13日までに必着）
⑵　郵送宛先　〒860―0806 熊本市中央区花畑町12―24　熊本フコク生命ビル４階
（建設工事）
独立行政法人都市再生機構
平29・30工事審査担当
（建設コンサルタント等業務）
独立行政法人都市再生機構
平29・30コンサルタント審査担当
（096―288―1652）
別記２　送付宛先及び本店所在地の区分に応じた提出場所
⑴　郵送方式による宛先　〒860―0806 熊本市中央区花畑町12―24　熊本フコク生命ビル４階
（建設工事）
独立行政法人都市再生機構
平29・30工事審査担当
（建設コンサルタント等業務）
独立行政法人都市再生機構
平29・30コンサルタント審査担当
（096―288―1652）
〔持参方式による本店所在地の区分に応じた提出場所〕
⑵　東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道　次のいずれかの場所とする。
①　〒231―8315 横浜市中区本町６―50―１　横浜アイランドタワー11階　独立行政法人都市再生機構本社総務部会計チーム（045―650―0189）
②　〒983―0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡４―６―１　東武仙台第１ビル７階　独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部総務企画部経理チーム（022―355―4587）
③　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通１―７―25　独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部総務企画部経理チーム（019―604―3027）
④　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６―５―１　新宿アイランドタワー13階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理チーム（03―5323―0631）
⑤　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６―５―１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札チーム（03―5323―2574）
⑥　〒163―1321 東京都新宿区西新宿６―５―１　新宿アイランドタワー21階　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部総務企画部経理チーム（03―3347―0709）
⑶　愛知、静岡、岐阜、三重の各県
〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３―５―27　錦中央ビル６階　独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理チーム（052―968―3315）
⑷　大阪府、京都府、滋賀、福井、奈良、兵庫、和歌山、岡山、広島、鳥取、島根、徳島、愛媛、香川、高知の各県
〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮１―６―85　独立行政法人都市再生機構西日本支社３階総務部契約チーム（06―6969―9023）
⑸　山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県
〒810―8610 福岡県福岡市中央区長浜２―２―４　独立行政法人都市再生機構九州支社２階総務部経理チーム（092―722―1017）